

準用団体に対する特別融資について

昭和40年8月3日

蔵理第2681号

大蔵省理財局長から

各財務局長（北陸を除く） あて

昭和39年度に準用団体となった地方公共団体の財政再建計画の運営上必要な一時借入金に対する昭和40年度資金運用部短期資金の融通についての融通限度額が別表のとおり決定されたので通知します。（別表省略）

なお、今回の融通額の決定にあたっては昨年自治省と取り交わした覚書「準用団体に対する融資について」（別紙1）に基づき査定を行ったのであるが貴職が融通を行うにあたっては40.6.21、自治省財務局長の都道府県知事あて通達「赤字再建団体の財政再建促進について」（別紙2）の趣旨に即して、昭和35年3月12日付蔵理第2063号「準用団体に対する資金運用部短期資金融通要領」により適実な融資を実行されたい。但し倉敷市及び富田林市については融通する場合は追って通知する。

準用団体に対する融資について

自治省および大蔵省は差し当り準用団体に対する再建のための融資に関する基本的な事項について下記のとおり合意する。

昭和39年7月4日

自治省 財政局 調査課長
大蔵省 理財局 地方資金課長

記

- 1 自治省はできる限り早い機会に管理的経費の節約等による財政構造の健全化の指導を含む「財政再建計画策定指導要領」を定めるとともに、地方公共団体が赤字を累積して再建期間が長期になりあるいは再建に多額の資金を要することとならないよう、赤字団体に対しては早期にその赤字原因に即応した財政再建計画を策定するよう指導する。
- 2 1の趣旨に即って財政再建計画を策定した赤字団体に対しては、大蔵省はその実施に要する資金を融通する。
ただし、かつて財政再建団体又は準用団体であった団体で再び赤字となったものについては、新たに発生した赤字の原因を勘案して融通の適否を決定するものとする。
- 3 2によって融通する資金の額は、前年度の決算（未決算の場合は決算見込）における普通会計の実質赤字額から未収入特定財源の額及びその年度における赤字解消計画額の2分の1の額を控除した額とする。
ただし、次に掲げるような金額に相当する金額については、原則として資金の融通を行わない。
 - (1) 地方債の繰上償還額及び許可を受けずに起した地方債の償還額
 - (2) 公益上必要があると認められない寄附金、補助金等の金額
 - (3) 当該地方公共団体の財政状況等からみて不当に多額の一般財源が単独事業に充てられている場合のその充当額
 - (4) 自治省へ提出した決算報告が実額と著しく異なる等不明な経理により明らかにされずに累積された赤字額
 - (5) 災害、立地企業の経営不振に伴う歳入の激減等やむを得ない事由による場合を除き、財政再建計画期間中において新たに生じた赤字額
- 4 上記2及び3により資金の融通を行うのは財政再建計画承認の翌年度からとする。
- 5 上記2及び3によって資金の融通が行われない場合、自治省はその地方公共団体の再建のための資金手当については、政府資金によることなく別途方法を検討するものとする。

各都道府県知事 殿

自治省 財政局長

赤字団体の財政再建促進について

地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）第22条第2項の規定により、いわゆる準用団体として財政の再建を行なう団体に対しては、昭和34年に同年度限りの臨時措置として「赤字団体の財政再建促進措置要領」（昭和34年4月21日自乙再発第21号）を定め、財政の運営上必要な一時借入金について政府資金のあっせんを行なうこととし、その後も引き続き同通達に準じて措置してきたところである。しかるに、最近における市町村財政は、税収入の鈍化、人件費等義務的経費の増嵩等により、その財政運営が著しく困難な様相を呈しており、その健全化について一層の努力が求められているところであり、一部の団体については、その財政運営について、職員数の過大、国家公務員の例に準じない過大な給与の支給、財政力を越えた建設事業の執行、過剰な先行投資、公益性及び効果の薄い補助負担金の交付等各般にわたって改善を要する点が見受けられ、準用団体の申出は増加の傾向にあり、なかには財政再建団体として再建を完了した団体が再び赤字を発生させ準用団体として申し出るような例も皆無とはいえない状況である。このような情勢にかんがみ、赤字団体のうち地方財政再建促進特別措置法第22条第2項の規定による準用団体として財政再建計画の承認をうけ、確実にその計画を実行すると認められるものについては、引き続き政府資金のあっせんを行なうものとするので赤字市町村の財政再建にあたっては、管理的経費の節減等により財政構造の改善を図るとともに、長期的視野に立って計画的な財政運営を行ない、すみやかに財政の健全化が回復されるよう、また、準用団体の財政再建については、別途通知した「財政再建計画の取扱い及び策定要領」（昭和40年4月15日各都道府県総務部長あて財政局指導課長）に基づいて合理的な財政再建計画を策定し、その適実な実行を期するようご指導願いたい。

なお、地方団体の財政運営については、さきに通知された自治事務次官通達（「昭和40年度地方財政の運営について」昭和40年5月31日各都道府県知事あて）に沿って措置されているものと考えられるが、国庫における資金事情もあり、今後この通達の趣旨に反して赤字を生じた団体については、上記の財政援助措置が行なわれないこととなる場合もあるので、ご丁知のうえ管下市町村に対して徹底方取りはからわれない。